

別紙 1

有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（案）

提出書類	対象	摘要
暴力団排除に関する誓約書 （兼同意書）[指定様式]	全業者	
使用印鑑届又は委任状（兼 使用印鑑届）[指定様式]	全業者	
印鑑証明書	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの（注） ・法務局で取得すること （注）申請月から3か月とは申請日より前の3か月を指す（以下同じ） （例：5月に申請する場合、証明日が2月1日以降のものであれば可）
納税証明書 （国税）	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「その3の3」 ・所轄の税務署で取得すること
納税証明書 （岡山県税）	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者 ・岡山市内に岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 ・岡山県内に本社又は岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの ・岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目的を「1 指名願添付・入札参加資格審査申請」、申請税目を「1 県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの ・所轄の県民局で取得すること
滞納無証明書 （岡山市税）	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者 ・岡山市内に岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・各区市税事務所、地域センター等で取得すること
滞納無証明書 （代表者の岡山市税）	本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・各区市税事務所、地域センター等で取得すること
社会保険料納入証明書 （社会保険料）	岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの ・指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの ・所轄の年金事務所で取得すること ・社会保険の適用を除外されている者は、指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」に加入義務がない（適用を除外されている）理由を記入し、提出すること
商業登記事項証明書	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3か月以内に取得したもの ・法務局で「履歴事項全部証明書」を取得すること
財務諸表	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の決算期のもの ・「貸借対照表」及び「損益計算書」を提出すること

※指定様式は、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞入札参加資格審査申請＞新規申請〔入札参加資格審査申請〕＞要項・申請書（役務））からダウンロードすること。